

日本国憲法第 9 6 条の改正に反対する意見書

日本国憲法の改正要件を定めた憲法 9 6 条の見直しに関する議論が活発化している。安倍首相は、「憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない」と定めた 9 6 条を改正し、「各議院の総議員の過半数の賛成」で発議できるように提起している。

憲法は国家権力を制限し、基本的人権を守る立憲主義に基づいた国の基本法である。このことは、憲法が 9 8 条で国の最高法規であることを明記するとともに、9 9 条で天皇や国務大臣、国会議員らに憲法を尊重・擁護する義務を課していることから明らかである。

また、日本弁護士連合会は 3 月 1 4 日に「憲法 9 6 条の発議要件緩和に反対する意見書」を公表し、「簡単に憲法が改正されるとすれば、国の基本法が安易に変更され、基本的人権の保障が形骸化されるおそれがある」と指摘している。

憲法は、政治権力が平和、自由と民主主義、基本的人権を侵すことがないように、国民主権の立場に立って権力を縛ることに本質的役割がある。発議の要件を「過半数」にすることは、国家権力の都合で憲法改正ができる状況を生み出し、権力を縛るという立憲主義の本質にかかわり、手続き論ではなく、立憲主義と基本的人権を否定するものである。

よって、国会及び政府においては、憲法改正の発議要件を緩和しようとする憲法 9 6 条の改正を行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により、意見書を提出する。

平成 2 5 年（2 0 1 3 年）6 月 1 2 日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣

（提出者）民主党・市民連合、日本共産党及び市民ネットワーク北海道
所属議員全員